# 東員第一中学校建設事業

# 要求基準書

令和５年10月２日

東員町

# 目　次

第１　総則 ..... 1

第２　本事業の実施に関する要求基準 ..... 6

第３　設計業務に関する要求基準 ..... 8

第４　建設業務に関する要求基準 ..... 13

【付属資料】

| No. | 資料名 |
|---|---|
| 1 | 東員第一中学校敷地造成工事 基本設計書 |
| 2 | 東員第一中学校新築工事 基本設計書 |
| 3 | 用地測量報告書 |
| 4 | 地質調査報告書 |
| 5 | 東員町育苗研修交流施設竣工図 |
| 6 | 地区外排水施設計画図 |
| 7 | 水道台帳図 |
| 8 | 下水道台帳図 |

【付属資料の配布方法】

| | |
|---|---|
| 期　間 | 令和５年 10 月２日(月)～13 日(金)(土・日・祝日除く) |
| 時　間 | ８時 15 分～17 時 |
| 場　所 | 東員町教育委員会事務局 教育総務課<br>※付属資料の受領を希望する場合、前日までに来訪時間の電話連絡を入れ、当日は様式１「要求基準書付属資料申込書」を持参すること |

## 第１　総則

### １　本書の位置付け

東員第一中学校建設事業 要求基準書(以下「要求基準書」という。)は、東員町(以下「町」という。)が東員第一中学校建設事業(以下「本事業」という。)を実施する民間事業者(以下「事業者」という。)を公募型プロポーザル方式(以下「本プロポーザル」という。)により募集及び選定を行うにあたって公表する「募集要項」と一体のものであり、町が事業者に要求する業務全般の内容及び事業者が満たすべき基準を示すものである。

事業者が要求基準書に示す内容を上回る基準で業務を実施することを妨げるものではない。また、「ＶＥ・ＣＤ提案実施要領」に基づいて、ＶＥ・ＣＤ提案として採用が認められ、提案書類に記載した変更提案の内容及び提案書類に記載した要求基準書を上回る内容は、事業者が満たすべき業務基準となる。

要求基準書は、下記の資料により構成する。

- 本要求基準書
- 東員第一中学校敷地造成工事 基本設計書
- 東員第一中学校新築工事 基本設計書
- 用地測量報告書
- 地質調査報告書
- 東員町育苗研修交流施設竣工図
- 地区外排水施設計画図
- 水道台帳図
- 下水道台帳図

### ２　要求基準書の変更

#### (１)町による変更

町は、本事業の期間中に、法令の変更、災害の発生、その他特別な理由による業務内容の変更の必要性により、要求基準書の見直し及び変更を行うことができる。

要求基準書の変更に伴い、事業者が行う業務内容に変更が生じるときは、事業契約書の規定に従い所定の手続きを行うものとする。

#### (２)ＶＥ・ＣＤ提案による変更

応募事業者は、「ＶＥ・ＣＤ提案実施要領」に基づき、基本設計書に示された内容に対する変更提案（以下「ＶＥ提案」という。）を行うことができる。

町が応募事業者から提案された各ＶＥ・ＣＤ提案の適否を判定し、採用を認めた事項については、基本設計書に示された内容を変更することができる。

## ３　本事業のコンセプト

➢ **東員町の「16 年一貫教育」最後のステージにふさわしい広がりのある場をデザインする。**

**＜敷地周辺との関係性＞**

敷地南側には役場やシビックセンターなどの公共施設群が位置している。また、敷地北側には三岐鉄道北勢線の東員駅があり、本計画地は駅と公共施設群を繋ぐ場所に位置している。将来的な人口減少を見据え、教育の拠点としての集約化、周辺の公共施設群とも連携した新たな教育の場をデザインする。

**＜配置の考え方＞**

公共施設群が並ぶ南側道路から東員駅の方向に貫くプロムナードを計画する。

プロムナードは田園へ抜ける視線の抜け道となり、ここから新たに教育の場が広がることを想起させる。建物を分散配置し、プロムナードに面して一般開放の学習室を設けることで、運用面・管理面においても使いやすい計画とする。

➢ **周辺の山々や田園など、自然豊かな東員町の背景に馴染むような心地よさをデザインする。**

**＜周辺環境に馴染むボリューム＞**

校舎を南北でゾーニングし、北側は２階建て、南側は３階建てとする。

南側の日射抑制と北側農地への日影の影響を抑えるため、南北に向かって低くなる勾配屋根を採用する。また、一年を通して卓越風が吹く敷地の特性を活かし、光庭を中央部に設けることで心地良い風が通り抜ける計画とする。

**＜素材のもつ良さを大切にし、空間の心地よさを感じられる学校＞**

建物の心地良さを様々な角度から感じられる空間とするために、素材の良さが感じられる外装材・内装材を使用する。周囲の美しい山々や田園風景と馴染むような外装材の選定、手で触れられる部分は自然素材を採用するなど外から見る人、中から使う人どちらにとっても心地の良い建物となるように計画する。

➢ **多様な学習形態や学校生活に応じた生徒や町民の＋1 の居場所をデザインする。**

＜敷地周辺との関係性＞

建物の中央部分、プロムナードに面した位置に「一般開放学習室」を計画する。

町民が「学びの場」として中学校の一部を利用できる場となることから、セキュリティなどの管理面を考慮しつつも学びの場所として新たな町の拠点を計画する。学校が生徒のためだけでなく、町民にとっての新たな居場所となることを期待する。

普通教室ゾーンの中心に「コモンズ※」を計画する。学年全員が集まれる広さの空間であり、グループ学習や机を必要としない授業、休憩時間を過ごす憩いの場など、備品のレイアウトに応じた多様で柔軟な学習の場の創出を目指す。教室内における学習の在り方だけでなく、可能性のある空間が使い手によって作られることを期待する。

※コモンズ：複数の生徒や教員が集まって、書籍や電子情報などさまざまなメディアから得られる情報を用いつつ、ディスカッションをしながら学習を行う「場」や「空間」を意味する。

## ４　本事業の概要等

### （１）本事業の概要

本事業は、町が取得する下記の敷地（以下「事業用地」という。）において、既存施設の解体撤去を行い、敷地造成工事を実施するとともに、新しい東員第一中学校（以下「本施設」という。）を整備するものである。

**【事業用地の概要】**

| | |
|---|---|
| 所在地 | 三重県員弁郡東員町大字山田 1679 番地１　他 |
| 敷地面積 | 32,520 ㎡ |
| 地　目 | 田、畑　等 |
| 都市計画区域 | 市街化調整区域 |
| 用途地域 | 指定なし |
| その他指定 | 農業振興地域 |
| 容積率 | 200％ |
| 建ぺい率 | 60％ |
| 接続道路 | 東側：県道桑名東員線、南側：町道瀬古泉北大社線<br>西側：町道山田 580 号線、北大社 581 号線 |

**【既存施設の概要】**

| | |
|---|---|
| 東員町育苗研修交流施設 | 竣工：平成３年度、延床面積：992.16 ㎡、構造：鉄骨造 |

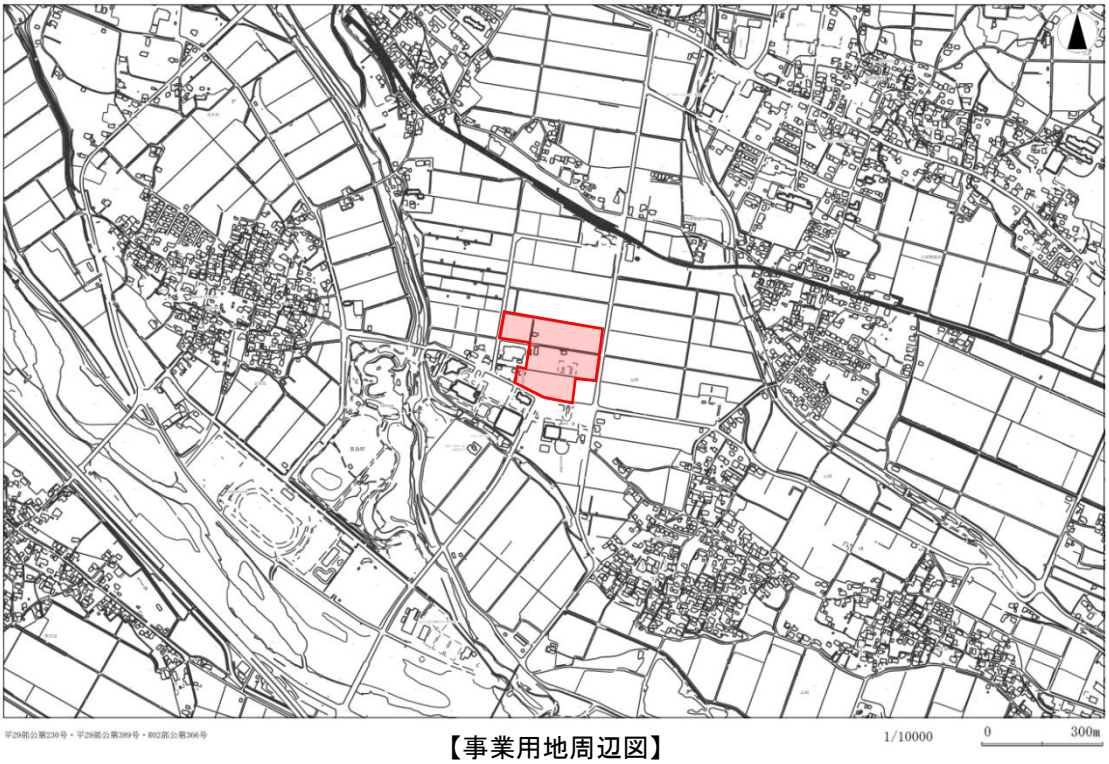


**【事業用地周辺図】**

## 【本施設の概要】

| | |
|---|---|
| 面積 | 建築面積：7,230 ㎡　延床面積：11,845 ㎡　※面積内訳は下表参照 |
| 構造 | 校舎棟：鉄筋コンクリート造<br>体育館棟：鉄筋コンクリート＋鉄骨鉄筋コンクリート造 |
| 階数 | 校舎棟：地上３階、体育館棟：地上２階 |
| 最高高さ | 校舎棟：14.1m、体育館棟：14.8m |
| 本施設の対象 | 校舎棟、体育館棟、部室棟、駐輪場(240 台、来客用 50 台)<br>駐車場(一般用：50 台、配送・送迎用：10 台、来客用：28 台<br>グラウンド、テニスコート３面 |

## 【本施設の面積内訳】

単位：㎡

| | 校舎棟 | 体育館棟 | 渡り廊下 | 部室棟 | 駐輪場 | 階別床面積 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ３階 | 1,040 | | | | | 1,040 |
| ２階 | 3,155 | 1,030 | 0 | | | 4,185 |
| １階 | 3,200 | 2,140 | 200 | 240 | 840 | 6,620 |
| 棟別床面積 | 7,395 | 3,170 | 200 | 240 | 840 | 11,845 |
| 建築面積 | 3,540 | 2,380 | 230 | 240 | 840 | 7,230 |

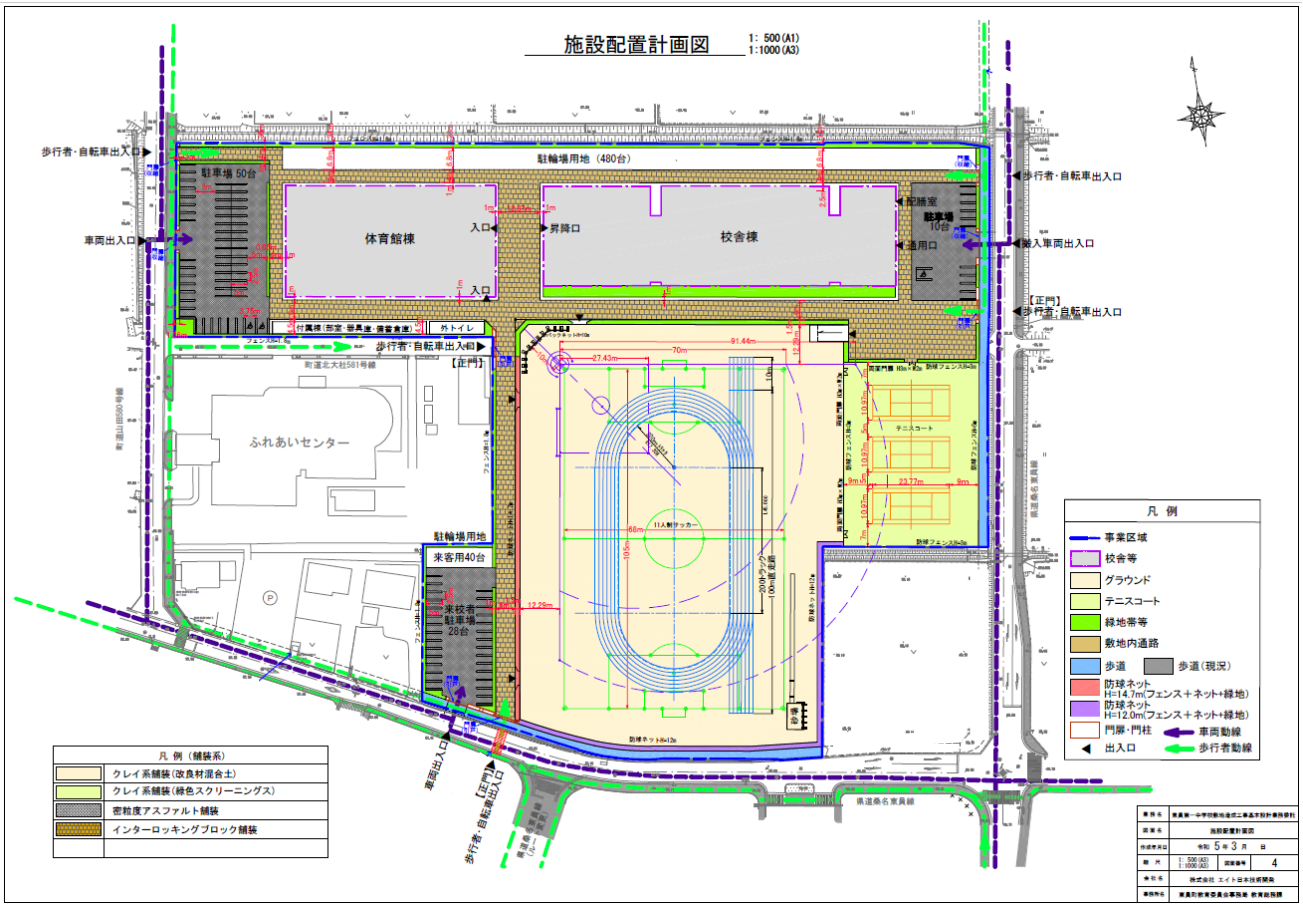


【配置計画図】

### （２）本事業のスケジュール

本事業の契約期間は、事業契約の締結日（町議会における議決日以降）から、外構工事の完了日（令和８年 12 月 28 日）までとする。

事業期間終了後（本施設の引渡後）、町は令和９年４月の供用開始に向けて、什器、備品の搬入・設置等を行う。

**【事業スケジュール（予定）】**

| | |
|---|---|
| **契約の締結** | 令和６年３月 |
| **造成実施設計** | 令和６年４月～令和６年７月 |
| **建築実施設計** | 令和６年４月～令和７年２月 |
| **造成工事** | 令和６年８月～令和７年３月 |
| **建築工事・外構工事** | 令和７年４月～令和８年 12 月 |
| **本施設の引渡** | 令和８年 12 月末 |

※校舎建築工事の着手は、国庫補助金の交付決定後になる。（令和７年７月予定）

### （３）本事業の業務範囲

本事業において、事業者が行う業務範囲は、以下の通りとする。

工事監理業務については、町が別途委託する当該業務の受託者が実施する。

**①設計業務**

ア 事前調査
イ 事業用地の造成実施設計（既存施設の解体設計含む）
ウ 本施設の建築実施設計
エ 各種申請等
オ その他、上記の業務を実施するうえで必要となる関連業務

**②建設業務**

ア 事業用地の造成工事（既存施設の解体撤去を含む）
イ 本施設の建築工事
ウ 本施設の外構工事
エ 近隣対応・対策
オ 電波障害対策
カ その他、上記の業務を実施するうえで必要となる関連業務

本事業に関連して、町が実施する主な業務は、次のとおりとする。

**【町が実施する主な業務内容】**

| 年度 | 業務内容 |
|---|---|
| 令和５年度 | ・都市計画決定、都市計画事業認可<br>・農振除外、農地転用許可<br>・事業用地の取得 |
| 令和６年度 | ・電柱等支障移転<br>・埋蔵文化財発掘調査 |
| 令和７年度 | |
| 令和８年度 | ・開校時に必要な什器、備品等の購入、搬入設置<br>・校内 LAN 整備（GIGA スクール、校務系ネットワーク） |

## 第２　本事業の実施に関する要求基準

### １　共通的事項

#### （１）適用法令・基準等

本事業の設計業務及び建設業務を遂行するうえで、関係法令等や文部科学省が定める基準等の最新版を遵守すること。

#### （２）本事業に関連する町の上位計画等

本事業の実施にあたっては、町が策定している以下の上位計画等の内容を参照すること。

・第６次東員町総合計画（前期基本計画）
・東員町公共施設等総合管理計画
・東員町国土強靭化地域計画
・東員町地域防災計画
・東員町業務継続計画
・東員町都市計画マスタープラン
・東員町ゼロカーボンシティ宣言
・東員町教育施策大綱
・東員町教育基本方針
・東員町 16 年一貫教育プラン

#### （３）監督員の指示

事業者は、町が本事業の履行を監督する者として定めた職員（以下「監督員」という。）の指示に従い、円滑に業務を遂行すること。

（４）実施体制

事業者は、各業務の責任者を配置するほか、本事業全体の進捗管理等を行い、事業期間を通じて町との連絡窓口となる「統括責任者」を選任し、本事業に係る各業務を円滑かつ効率的に遂行できる体制を構築する。

（５） 全体工程表の提出

事業者は、事業契約の締結後、速やかに設計業務の着手から建設業務の完了までの全体工程表を作成して、町の承認を受けること。全体工程表は、本事業に関連して町が実施する業務内容も踏まえたうえで、事業者が実施する各業務の関連性に配慮して作成すること。事業者の事由により、全体工程表を変更する必要が生じた場合、直ちに町に報告するとともに、適切な措置を講じること。

（６）関係官公庁等への届出手続き

本事業に必要となる関係官公庁その他関係機関への協議、報告、各種許認可、申請業務及び届出手続きを行うこと。

関係官公庁への届出手続きなどを行う際は、届出内容等に関して、予め監督員に報告し、承諾を受けること。関係官公庁への届出手続きなどに関して必要となる費用（申請料、手数料等を含む）は、事業者の負担とする。

事業用地へのインフラ（上下水道、電気等）の引込に関する負担金は町が負担する。ただし、本施設の整備に伴い支障となる既設インフラの移設や迂回に伴う費用は、事業者の負担とする。

事業者は、関係官公庁と協議等を行った場合は、速やかに協議記録を作成し、監督員に提出すること。

（７）インフラ条件

事業者は、本事業の実施設計を実施するにあたり、各種インフラ条件（上水道、下水道、雨水排水、電気、ガス、通信）に関して、自らの責任において関係機関や供給事業者への確認を行うこと。

上下水道の現況は、「水道台帳図」（付属資料№7 参照）、「下水道台帳図」（付属資料№8 参照）により確認すること。

電気は、敷地内への引込方法について、電力会社へ確認したうえで、適切に計画すること。

ガスは、都市ガス供給区域外のため、開校後の供給方法についてプロパンガス（LP ガス）業者へ確認したうえで適切に計画すること。

電話・インターネットは、通信会社へ確認したうえで、町が別途発注する回線工事に配慮した空配管を適切に設置する。

## 第３ 設計業務に関する要求基準

### １ 事前調査

事業者は、事業用地の現況を十分に確認したうえで、本施設の整備に関して必要となる各種事前調査(測量、地盤調査、土壌調査、電波障害調査、周辺家屋影響調査等)について、関係法令等に基づき自らの責任及び費用において適切な時期に実施する。

事前調査の着手前に「事前調査業務計画書」を提出し、町の確認を受けること。事業者が実施する事前調査に関して、町の協力を必要とする場合は、事業者からの合理的な依頼内容に対して町は協力する。

事前調査の内容及び結果について報告書を作成し、町の承認を受けること。

着工前に、近隣住民等との調整及び造成工事・建築工事に係る準備調査等を十分に行い、近隣住民等の理解及び安全確保を図るとともに、工事の円滑な進行に努めること。本施設の建設に伴う近隣住民等に及ぼす影響を十分に検討し、課題や問題の発生が 想定される場合は、町と協議のうえで適切な対策を講じること。

### ２ 事業用地の造成実施設計

#### (１)基本事項

事業用地の造成実施設計は、付属資料№1「東員第一中学校敷地造成工事 基本設計書」に記載されている条件等に基づいて実施する。

盛土材については、公共事業の発生土を利用できるように調整しているが、提案時には、購入土で見込むこと。

農業用水管(パイプライン)の撤去について、東員町総合文化センター及び個人敷地箇所は、残置する施工方法で検討すること。

事業用地内にある育苗研修交流施設の解体撤去やふれあいセンター南側水路の付替え、上水道の移設についても造成実施設計に含めるものとする。

事業者の募集・選定過程で実施したＶＥ・ＣＤ提案審査においてＶＥ・ＣＤ提案として認められ、提案書類に記載した変更提案の内容については、実施設計に反映するものとする。ＶＥ・ＣＤ提案により変更された設計内容及びその変更が影響を及ぼす部分についての責任は、事業者が負担する。

事業者は、事業用地の造成実施設計の着手にあたり、基本設計からの変更箇所についてのチェックリストを作成して実施設計の条件整理を行い、町の承諾を受けること。

造成実施設計期間は、事業スケジュール（５頁参照）に基づいて、本事業全体に支障のないように設計工程を設定する。また、造成実施設計は、本施設の建築実施設計と綿密に調整し、相互の業務内容に不整合が発生しないように実施する。

#### （２）業務内容

##### ①造成実施設計業務体制の構築及び責任者の配置

事業者は、事業用地の造成実施設計業務の実施体制として、造成実施設計業務責任者(管理技術者)及び照査技術者を配置する。

造成実施設計業務責任者は、建築実施設計業務責任者と緊密に連携し、業務を円滑に遂行すること。

②造成実施設計業務計画書の提出

事業者は、事業契約の締結後、速やかに「建築実施設計業務計画書」との整合性を考慮した「造成実施設計業務計画書」（詳細工程表、実施体制及び組織図等を含む）を作成し、造成実施設計業務着手届及び管理技術者及び照査技術者選任届（経歴書及び資格者証を添付）とともに提出して町の承認を受けること。

③実施内容

事業者は、造成実施設計業務計画書の提出後、速やかに要求基準書及び提案書類に基づいて実施設計を行う。

造成実施設計の遂行にあたり、事業用地内に立ち入る場合は、事前に町に連絡し、承認を受けること。

造成実施設計は、関係法令等に基づいて行い、進捗管理は事業者の責任において実施し、工程を遵守する。

造成実施設計の実施にあたり、知り得た情報や町から貸与・提供された関連資料等に関して、第三者に漏らしてはならない。

④打合せ・協議等の実施及び記録

事業者は、本事業を円滑に実施するため、町と十分に打合せ・協議を行うとともに、造成実施設計の検討内容や進捗状況等を定期的に町へ報告する。

町と事業者との定例会議の開催頻度は、事業者からの提案を踏まえて町が決定する。町と打合せ・協議を行った際は、その内容・結果等について、事業者が都度速やかに書面（打合せ・協議記録簿）を作成し、相互に確認する。

事業者は、工程に支障がないように関係機関との協議を適切に行い、その内容について、協議後速やかに町へ報告する。関係機関との協議において、町の協力を必要とする場合は、事業者からの合理的な依頼内容に対して町は協力する。

⑤実施設計に関する書類の提出

造成実施設計の完了時には、造成設計業務完了届とともに、事業契約書に記載する設計図書及び電子データを提出し、町の承認を受ける。

事業者が提出する設計図書の体裁やサイズ・部数等については、町が別途指示する。

事業者は、設計図書及びそれに係る資料並びに町から提供を受けた関連資料を本事業に携わる者以外に漏らしてはならない。

⑥設計確認及び変更

町は、造成実施設計の検討内容や進捗状況等について、必要に応じて事業者に随時確認することができるものとし、確認事項等に関して事業者は速やかに対応する。

町は、造成実施設計の内容に対して、工程の変更を伴わず、事業者の提案内容を逸脱しない範囲で変更を求めることができる。事業者は、町から設計変更を求められた場合、合理的な理由がない限り、当該変更要求に対応しなければならない。なお、当該変更に伴い費用の増減が発生した場合の措置は、事業契約書の規定に従うものとする。

事業者の事由又は事業者の責めに帰すことのできない事由、不可抗力などにより、設計内容や工程の変更が発生する場合、直ちに町と協議を行い、承認を受けなければならない。また、造成実施設計の遂行上、疑義が発生した場合、速やかに町と協議を行い、当該業務に支障のないよう努めなければならない。

**⑦留意事項**

事業者は、基本設計書に示された内容に誤謬又は脱漏がある場合のほか、要求基準書に明示のない場合や疑義を生じた場合は、町と協議して確認を行うこと。

町への提出書類(着手時・中間時・完了時)に関しては、三重県公共工事共通仕様書を参照して作成し、提出すること。

事業者は、町が国・県ほか関連機関に対して行う報告業務等について協力すること。

町が議会や町民等に対して、設計内容に関する説明を行う場合、事業者は町の要請に応じて説明用資料等を作成し、必要に応じて説明に関する協力を行うこと。

## ３ 本施設の建築実施設計

### （１）基本事項

本施設の建築実施設計は、付属資料№2「東員第一中学校新築工事 基本設計書」に記載されている条件等に基づいて実施する。

事業者の募集・選定過程で実施したＶＥ・ＣＤ提案審査においてＶＥ・ＣＤ提案として認められ、提案書類に記載した変更提案の内容については、実施設計に反映するものとする。ＶＥ・ＣＤ提案により変更された設計内容及びその変更が影響を及ぼす部分についての責任は、事業者が負担する。

事業者は、本施設の建築実施設計の着手にあたり、基本設計からの変更箇所についてのチェックリストを作成して実施設計の条件整理を行い、町の承諾を受けること。

建築実施設計期間は、事業スケジュール（５頁参照）に基づいて、本事業全体に支障のないように設計工程を設定する。また、本施設の建築実施設計は、事業用地の造成実施設計と綿密に調整し、相互の業務内容に不整合が発生しないように実施する。

### （２）業務内容

**①建築実施設計業務体制の構築及び責任者の配置**

事業者は、本施設の建築実施設計業務の実施体制として、建築実施設計業務責任者(管理技術者)、意匠、構造、電気設備、機械設備の各担当主任技術者を配置する。

建築実施設計業務責任者は、造成実施設計業務責任者と緊密に連携し、業務を円滑に遂行すること。

**②建築実施設計業務計画書の提出**

事業者は、事業契約の締結後、速やかに「造成実施設計業務計画書」との整合性を考慮した「建築実施設計業務計画書」(詳細工程表、実施体制及び組織図等を含む)を作成し、建築実施設計業務着手届及び管理技術者及び各担当主任技術者選任届（経歴書及び資格者証を添付）とともに提出して町の承認を受けること。

③実施内容

事業者は、建築実施設計業務計画書の提出後、速やかに要求基準書及び提案書類に基づいて実施設計を行う。

建築実施設計の遂行にあたり、事業用地内に立ち入る場合は、事前に町に連絡し、承認を受けること。

建築実施設計は、関係法令等に基づいて行い、進捗管理は事業者の責任において実施し、工程を遵守する。

建築実施設計の実施にあたり、知り得た情報や町から貸与・提供された関連資料等に関して、第三者に漏らしてはならない。

④打合せ・協議等の実施及び記録

事業者は、本事業を円滑に実施するため、町と十分に打合せ・協議を行うとともに、建築実施設計の検討内容や進捗状況等を定期的に報告する。

町と事業者との定例会議の開催頻度は、事業者からの提案を踏まえて町が決定する。町と打合せ・協議を行った際は、その内容・結果等について、事業者が都度速やかに書面(打合せ・協議記録簿)を作成し、相互に確認する。

事業者は、工程に支障がないように関係機関との協議を適切に行い、その内容について、協議後速やかに町へ報告する。関係機関との協議において、町の協力を必要とする場合は、事業者からの合理的な依頼内容に対して町は協力する。

⑤実施設計に関する書類の提出

建築実施設計の完了時には、建築実施設計業務完了届とともに、事業契約書に記載する設計図書及び電子データを提出し、町の承認を受ける。

事業者が提出する設計図書の体裁やサイズ・部数等については、町が別途指示する。

事業者は、設計図書及びそれに係る資料並びに町から提供を受けた関連資料を本事業に携わる者以外に漏らしてはならない。

⑥設計確認及び変更

町は、建築実施設計の検討内容や進捗状況等について、必要に応じて事業者に随時確認することができるものとし、確認事項等に関して事業者は速やかに対応する。

町は、建築実施設計の内容に対して、工程の変更を伴わず、事業者の提案内容を逸脱しない範囲で変更を求めることができる。事業者は、町から設計変更を求められた場合、合理的な理由がない限り、当該変更要求に対応しなければならない。なお、当該変更に伴い費用の増減が発生した場合の措置は、事業契約書の規定に従うものとする。

事業者の事由又は事業者の責めに帰すことのできない事由、不可抗力などにより、設計内容や工程の変更が発生する場合、直ちに町と協議を行い、承認を受けなければならない。また、建築実施設計の遂行上、疑義が発生した場合、速やかに町と協議を行い、当該業務に支障のないよう努めなければならない。

⑦留意事項

事業者は、基本設計書に示された内容に誤謬又は脱漏がある場合のほか、要求基準書に明示のない場合や疑義を生じた場合は、町と協議して確認を行うこと。

町への提出書類(着手時・中間時・完了時)に関しては、三重県公共工事共通仕様書を参照して作成し、提出すること。

事業者は、町が国・県ほか関連機関に対して行う報告業務等について協力すること。

町が議会や町民等に対して、設計内容に関する説明を行う場合、事業者は町の要請に応じて説明用資料等を作成し、必要に応じて説明に関する協力を行うこと。

## 4 各種申請等

都市計画決定・事業認可、農業振興地域整備計画の変更、農地転用許可など、事業用地に関する申請手続きは、町が行う。本事業に関連して、町が行う各種申請手続きに関し、必要書類の作成支援や協力を行うこと。

事業者は、設計業務の着手にあたり、本事業において必要となる申請事項をすべて記載した「申請チェックリスト」を作成し、町の確認を受けること。

事業者は、各種申請等の手続きに関して、関係法令等に基づき、工程に支障がないように適切な時期に実施する。また、各種申請等の手続き時に提出した書類の副本・写し等を町に提出する。当該申請等に係る手数料は、事業者が全て負担する。

事業者は、町が実施する国の交付金の申請や起債等の手続き、本事業に係る会計検査の対応に関し、必要書類の作成支援や協力を行うこと。

## 第４ 建設業務に関する要求基準

### １ 事業用地の造成工事及び本施設の建築工事・外構工事

#### （１）基本事項

建設業務期間は、事業スケジュール（５頁参照）に基づいて、事業用地の造成工事と本施設の建築工事を効率的かつ円滑に実施することができる工期を設定すること。

なお、校舎建築工事については、文部科学省の補助事業の交付決定後（令和７年７月予定）に着手する計画とすること。

建設業務に係る進捗管理は、事業者の責任において実施し、工期を遵守する。ただし、町の事由又は事業者の責めに帰すことのできない事由、不可抗力などにより、工期の延長が必要となった場合は、対応方法や延長期間等に関して、町と事業者が協議を行い、決定するものとする。

建設業務に係る関係諸官庁との事前協議及び諸手続きは事業者が適切に実施し、当該協議及び諸手続き等に起因する工事の遅延等については、事業者の責任とする。

建設業務の実施にあたっては、町内事業者の活用や町内事業者からの調達など、地域経済活性化への貢献に努めること。

町への提出書類(着手時・中間時・完了時)に関しては、三重県公共工事共通仕様書を参照して作成し、提出すること。

建設業務の実施にあたり、知り得た情報や市から貸与・提供された関連資料等に関して、第三者に漏らしてはならない。

#### （２）着工前の業務内容

工事手順等は、事業者の提案とし、着工前に建設業務計画書(総合施工計画書、詳細工程表、工事実施体制図等)を作成し、工事着手届出書及び現場代理人等選定通知書とともに提出して、町の承認を受けること。当該計画書の作成にあたり、建設業務を安全かつ円滑に実施するため、町の協力を必要とする場合は、事業者からの合理的な依頼内容に対して町は協力する。

建設業務の実施に関連して調査が必要となる場合は、着手前に「調査計画書」を提出し、町の確認を受けること。事業者が実施する調査に関して、町の協力を必要とする場合は、事業者からの合理的な依頼内容に対して町は協力する。

#### （３）工事期間中の業務内容

##### ①建設業務体制の構築及び責任者の配置

事業者は、現場代理人及び専任の監理技術者を定めて工事現場に配置し、町に報告する。現場代理人は、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うこと。

監理技術者は、本事業に専任で配置し、施工計画書の作成、工程管理、品質管理その他技術上の管理及び当該工事に従事する者の技術上の指導監督を行うこと。

監理技術者は、建設業法 第 27 条の 18 第１項に規定する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の交付を受けている者とすること。

②実施内容

事業者は、関係法令等を遵守し、実施設計図書及び建設業務計画書に従って、事業用地の造成工事及び本施設の建築工事を円滑かつ安全に実施する。

工事の記録は、本施設の工事現場に常備する。

町と事業者との定例会議は、毎月１回以上開催し、事業者は工事の進捗状況等(工事の事前説明及び事後報告を含む)について町へ報告する。当該会議の内容・結果等については、事業者が都度速やかに会議記録簿を作成し、相互に確認する。

町は、事業者が開催する工程会議等に立会うことができる。また、随時、工事現場において施工状況の確認を行うことができる。

工事現場内の安全対策を徹底するとともに、造成・建築工事に伴う近隣住民等への影響抑制及び事故防止を図るために万全の対策を講じる。

工事関係車両は、予め周辺道路の状況を十分に把握し、安全運転の徹底、誘導員の配置、通行制限、案内看板等の設置など、周辺道路に関して万全の安全対策を講じる。

工事現場内には、工事関係車両の駐車スペースを十分に確保し、周辺道路での待機を回避するとともにアイドリングストップを徹底する。

工事に必要となる電気・水道等は、事業者の責任において調達する。

工事により発生した建設副産物は、関係法令等に基づいて適切に処理し、積極的に再資源化等を図る。

敷地境界周辺で調査や作業を実施するにあたり、やむを得ず隣地に立ち入る場合には、事前に当該所有者等と協議したうえで適切に対応する。

工事に伴い近隣住民等及び周辺地域に損害又は被害が発生した場合の修繕・補償等については、事業者が負担する。

工事は、原則として月曜日から土曜日まで(祝日は除く)の午前８時 30 分から午後６時までとする。ただし、やむを得ず上記の時間外に作業を行う場合には、事前に町と協議し、許可を得ること。

③埋蔵文化財立会調査

育苗研修交流施設の解体撤去にあたっては、町の埋蔵文化財担当者の指示のもと、埋蔵文化財立会調査に協力すること。

（４）工事完了時の業務内容

①事業者による完工検査

事業者は、建設期間中、必要に応じて、町が実施する部分検査又は出来高検査を受けること。当該検査に関する提出書類は、別途定めるものとし、その内容は町と協議のうえで決定するものとする。

事業者は、建設業務の完了にあたり、自らの責任及び費用において、完工検査を実施する。完工検査を実施する際は、実施日の 14 日前に町に書面で通知する。

町は、必要に応じて、事業者が実施する完工検査に立会うことができる。

事業者は、完工検査の結果について、検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて町に報告する。

②町による完成検査

町は、事業者による完工検査の終了後、完成検査を実施する。

完成検査は、事業者の立会いのもとで、町が承認した設計図書との照合により実施する。完成検査の結果、町が是正や改善等が必要と判断した場合、期限を定めたうえで、事業者へ書面により指示を行う。事業者は、書面の指示内容に基づき速やかに対応し、期日までに是正等を完了させたうえで、再検査を受ける。

完成検査の完了後、町は事業者に工事完成認定（検査調書）を通知する。事業者は工事完成認定の通知を受けた後、事業契約書に記載する必要書類（以下「完成図書」という。）を町に提出する。

③化学物質の濃度測定

事業者は、完工検査の実施前に、室内のホルムアルデヒドや揮発性有機化合物等の濃度測定を行い、「学校環境衛生基準」の基準値以下であることを確認し、町に報告したうえで本施設を町に引き渡す。濃度の基準値については、測定時の最新基準とする。

指針値が決められていない有害物質についても、空気質の安全性を確保する観点から、建設業務の実施にあたり、建築材料等に含まれる揮発性有機化合物を十分に確認して発生を抑制する。

④本施設の引渡し

事業者は、工事完成認定の受領後、本施設を令和８年 12 月 28 日までに町に引き渡さなければならない。事業者は、町に対して完成図書及び鍵の提出とともに、日付を明記した書面により本施設の引渡しを行う。なお、鍵については、鍵番号一覧表を作成し、キーボックス等に収納した状態で受渡しを行う。

事業者は、本施設の各種設備機器等に関する操作・運用マニュアルを作成して町に提出するとともに、当該マニュアルの説明を行う。

（５）保険

建設期間中、事業者又は建設企業は、建設工事保険及び第三者賠償責任保険を付保する。

２ 近隣対応・対策

事業者は、工事に伴う騒音、振動、悪臭、粉塵等の発生、雨水排水処理、事業用地周辺道路の汚れ、交通量の増加など、近隣住民、隣接農地、町ふれあいセンター等に及ぼす影響を最小限に抑制するため、事業者の責任において、合理的に要求される範囲の適切な対策を実施する。

施工時において近隣住民等から本事業に対して要望があった場合、可能な範囲で対応に努めること。

事業者は、着工前に近隣住民等に工事内容及び作業時間等に関する説明等を実施し、理解を得る。近隣住民等から工事に関する意見や要望があった場合、町に報告したうえで、可能な範囲で対応に努めること。工事期間中についても、近隣住民等への施工状況の説明等を適宜行い、円滑に工事を実施する。

各種工事は、近隣住民等からの苦情等が発生しないよう留意して実施する。苦情等が発生した場合は、事業者を窓口として工程に支障がないよう必要な措置を講じる。

事業者は、近隣住民等への対応について、事前及び事後にその内容及び結果を町に報告する。

### ３ 電波障害対策

建設業務の実施に伴い近隣に電波障害が発生した場合、事業者は工事期間中に適切な対策を実施する。

### ４ その他、上記の業務を実施するうえで必要となる関連業務

事業者は、建設期間中、町が別途契約する工事監理者との連絡・調整を行い、工事監理者が円滑に工事監理業務を遂行できるように協力すること。

事業者は、町又は工事監理者の要請に応じて、随時、施工状況に関する説明を行い、実施設計意図が適正に施工内容に反映されるように留意すること。

事業者は、要求基準書に明示のない場合や疑義を生じた場合は、町と協議して確認を行うこと。

事業者は、上記１～３の各業務を実施するにあたり、関連する手続き及び作業等を行い、建設業務全体を効率的かつ効果的に遂行する。